

本速記録は、実際の発言者に発言内容の確認を頂いたものではありません。
そのため、発言者が異なる場合や表記に誤りがある可能性があります。

平成 14 年度 第 10 回総合規制改革会議 議事録(非公式版)

1. 日時:平成 14 年 11 月 6 日(水)11:00~12:30
2. 場所:永田町合同庁舎総合規制改革会議大会議室
3. 出席者:
(委員)宮内義彦議長、鈴木良男議長代理、奥谷禮子、河野栄子、清家篤、高原慶一郎、古河潤之助、
村山利栄、森稔、八代尚宏、米澤明憲の各委員
(政府)石原規制改革担当大臣、米田内閣府副大臣、大村大臣政務官
(事務局)坂政策統括官、岡本審議官、福井審議官、竹内審議官、宮川事務室長、中山事務室次長

4. 議事次第

- (1)各分野の検討状況の報告
- (2)その他

5. 議事

○宮内議長 おはようございます。それでは定刻でございますので、ただいまから第 10 回総合規制改革会議を始めさせていただきます。本日も石原大臣、米田副大臣、大村大臣政務官、それぞれ御出席いただいております。

なお、大臣、大村政務官は所用がございまして途中で御退席されます。

さて、本日 11 月 6 日付をもちまして、生田委員におかれましては委員を辞任なされます。そして、新委員といたしまして帝人株式会社会長の安居祥策さんが任命されますことを御報告いたします。安居委員は本日ちょうど海外出張でやむを得ず御欠席をされておりますが、生田委員には御出席いただいております。後ほどごあいさつをいただきたいと思っております。

本日は出席が 12 名の委員でございますが、若干遅れられる方がございます。また、本日の議事内容といたしましては、各ワーキンググループの検討状況について原則として各主査から御説明をいただきまして意見交換を行いたいと思っております。

それでは、議事に先立ちまして、辞任されます生田委員から一言ごあいさつをちょうだいしたいと思います。

○生田委員 生田でございます。おはようございます。この大変重要な総合規制改革会議に委員として務めさせていただきまして大変名誉に存じて、私なりに一生懸命努力するつもりだったんですが、何分学識経験が乏しいものですから、実際上はほとんどお役に立たないということで大変心苦しく、辞任に際しましてまずおわびをしておきたいと思っております。今、特区の問題がまさに脚光を浴びているのは新聞その他に報道されているところでございまして、私もこれは重大な関心を持ってウォッチしておりますし、今後もウォッチしていきたいと思っております。その中でも最も重要だと思われる分野がどうも抵抗が強いようで、うまく株式会社等の導入ができないということも私としましては大変遺憾に見ているところで、やはり物の尺度としては抵抗の大きい、反対が強いところほど実は重要で、現状がいろいろなネックになっているということの証拠じゃないか。したがって、そこを何とか特区ということでやってみせれば、その効果が最大であるというふうには感じております。まさにそういうところがどうも難しいということなので、今後の御活躍を祈りたいと思っております。

日本国の経済再生、今ある産業構造、システムの中で規制改革をして経営資源の最適再配備をして活性化していくといっても限度があると思うので、実はパイそのものを大きくしてあげないとだめなんです。経済のパイそのものを大きくしたときに、初めて日本の経済は本当に再生していくと思うんですが、それこそ規制改革であり、難しいところは特区を用いてやってみせろということなので、是非引き続き御検討を祈りたいと思っておりますし、その割にはプレスキャンペーンといいますが、なぜできないのかというのが余り報道されていないので、一般の世の中の方たちがぱっと紙面を見て、難しいんだなという程度になってしまうだけでも、なぜ難しいのかということをもう少しプレスキャンペーンといいますが、きちんと発表していき、心ある新聞には特集でも組んでもらうというふうなことをすれば効果があるのかななどということを考えている次第であります。

いずれにしても、安居さんという私は非常に親しくしていただいている帝人の会長は私の何十倍も学識もある大変立派な方なので立派に引き継いでやっていただけたらと思っておりますし、皆様の御健闘を心から期待したいと思います。どうもありがとうございました。○宮内議長 ありがとうございます。生田委員には当

会議発足以来、約1年半にわたりまして大変な御尽力を賜りました。心から感謝申し上げる次第でございます。

今度辞任されるのは誠に残念ではございますけれども、皆様御承知のような御事情で、やはり国家のためということで御準備に入っておられるということで万やむを得ないということでございます。生田委員におかれましては、当会議につきまして今後とも何かとお力添えを賜りますようお願い申し上げますとともに、今後の御活躍に対しまして当会議を代表いたしまして心から拍手と御検討をお祈り申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

(生田委員退室)

○宮内議長 それでは、本日の議事に入らせていただきます。本日は、進行といたしまして時間の都合上、各主査ごとに御説明をしていただくという形をとらせていただきます。御担当のワーキンググループが複数ある場合には、それぞれの検討状況をまとめてひと続きということで御説明をしていただきたいと思います。また、御説明時間の目安といたしましては、一つのワーキンググループにつきまして5分程度をめどにさせていただきます。例えば御担当が2つある場合には10分程度、3つならば15分というようなことで御説明をお願いしたいと思います。

それで、御説明の内容は前半と後半に分けさせていただきます。前半といたしまして鈴木主査、高原主査、八田主査の御担当になっておられるところを続けて検討状況について御報告をいただく。そして、一括して意見交換をしていただきたいと思います。後半といたしましては八代主査、米澤主査、清家主査及び事務局から同じくひと続きで御説明をいただく。そして、その部分の意見交換を一括して行うという形でやらせていただければと思います。

それでは、前半につきましては鈴木主査が4部門を持っておられます。それから高原主査で、八田主査が2部門ということで、全部で7部門になりますので、お3方で35分以内で御説明をいただく。鈴木さんはとりあえず4つでございますから20分以内で御説明をいただければと思うのでございますけれども、よろしくお願ひいたします。

○鈴木議長代理 それでは、ただいま9分ですから29分までにびたりと終わります。

まず1番目は医療のワーキンググループでございます。これにつきましては、まず医療のIT化というのは一番重要な問題でございまして、これによる医療の効率化というのは昨年提言し、実施に今、移っているところですが、医療情報というものをどういうふう保存して有効に役立てるようになるのかということで、医療機関外での保存という問題を検討していきたいと考えております。

第2点目が「保険者機能の強化」でございまして、これにつきましては既に今年の3月に実施に移されるべきところであったんですが、今日現在でもまだそれが実施されていないという大変残念な問題がございます。これについて、なおその内容についてもいろいろな要件が加算されておりまして、是正すべき点がありと考えておりますのでこれを取り上げたいと思っております。

3番目は「患者の主体的な選択の促進」という問題でございまして、質の高い医師、医療機関が適正に評価される仕組み、それは何だということを考えますと、やはり公的保険診療というものと保険外診療の併用、俗に言われている混合診療という問題があります。これは本年の極めて重要な問題として取り上げている。これは保険財政の問題から考えても、もはやここに立ち入らざるを得ないということを認識として持っております。

4番目に「診療報酬体系の見直し」、これも昨年度、包括払い・定額払い制度の導入を提言しておりますけれども、これを現実のものとして促進する。今、厚生労働省が進めておろうとする定額払いは若干疑問がありという認識に立って取り上げたいと思います。

それから「多様なマネジメント手法の活用」ということで、派遣労働規制につきましては昨年も言いました。福祉における医療については認められてはいるわけですが、医療に対しての派遣というのはまだ認められておりません。ただ、後でも申し上げますが、例えば今、非常に不足しておるのが何かというと麻酔師あるいは病理分析師ですね。こういう医師が極めて不足しておるという状況があるわけでございます。こういうものはもう少し派遣規制というものを緩和してやらないと、実際に間に合わないという問題であります。さっきも生田さんはおっしゃいましたけれども、難問中の難問が株式会社の参入でありまして、昨年度もこれは問題提起していろいろな経緯がありました。今年はこの取り掛かしていきたいと思っております。

更に、6番目といたしましては「医療提供制度」として地域医療計画、病床計画というのがあるわけです。

日本の病床は今日の新聞などにも過剰だ過剰だということが書いてあるけれども、しかしその見直しを一体どうしていくのかという問題ですね。これは本当にDRGPPSという定額払いというものが定着いたしますれば、この病床規制というのは全く不必要になってくるわけですが、それを促進する意味でも地域病床規制の在り方というものを見直して、要る人と要らない人の不公平さ、あるいは既得権化という問題に対して考えてみたいと思います。

更に、専門医療従事者の充実というのは、さっき言いました麻酔師あるいは病理分析師というものの問題を取り上げていって、例えば他の資格者、看護師みたいなものが麻酔をやるということも視点の中に入れていいのではないかと認識でございます。

最後は医薬品に関する規制緩和でございます。医薬品に対しての情報公開というもの、特にジェネリックの使い方とかという問題などをもう少し取り上げていって、安い薬というものが使われていくというのが保険医療費の節減にもかなうわけでございますから、その問題を取り上げてみたいと思っております。

医薬品販売に関する規制は、薬を薬としてコンビニエンスストアで売ってもいいのではないかと長年の課題でございます。昨年は必ずしも合意に至っておりませんが、やはり利用者の利便を考えますと、ここにかたくなな扉を閉めておくのはいかがなものかと考えて、その緩和を求めていきたいと考えております。以上が医療に関する検討状況でございます。

続きまして、エネルギー・運輸ワーキンググループの検討状況について御説明申し上げます。エネルギーにつきまして、特に電力については昨年かなり突っ込んだ提案をさせていただきまして、それは現在電気事業審議会でほとんどそのままの形で審議されており、具体化され、年末にはそれがほぼ成案に至るというふうに評価しております。

しかし、残ります問題としては現在、いわゆる託送料金ですね。要するに、電力会社は新規参入者の電力を託送する義務があるということまではいいわけなんですけれども、幾ら義務があっても幾らで託送するのかということ当事者間の自由な決定というものだけに任せておいては、高い値段を付けたら現実問題、それは入れないのであります。これはNTTのときにあったこととよく似た問題ですけれども、この電力託送料金制度に対して電気通信事業においてはそれに長期増分費用方式というような方式を取り入れてやっていったわけです。その制度のよし悪しは別といたしまして、電力託送料金に対して何らかの歯止めというものをかけませんと、一対一の自由な領域なんだから自由な料金決定でと言って、しかも地域独占をやっておりますものがその独占力を行使して高い値段でしか託送しないというのでは絵にかいたもちになる。この認識から取り組みたいと思っております。

2番目はガスでございますけれども、ガスの小売りの自由化というのは200万立米というものが95年、100万立米がその後ということで次第に自由化領域というものを広めてきておりますけれども、タイムインターバルと言ってはおかしいんですが、もうそろそろその上限規制というものをもう少し緩和するというような方向を考えてもいいのではないかと認識に立っておるわけでございます。

3番目は、C重油の関税という問題です。これもかなり以前からあった問題ですけれども、現在C重油に対しては一般に決められているよりも非常に高い関税、いわば禁止関税が課せられているという問題があるわけでございます。これが利用者業界である板ガラスだとかソーダ業界というものに対しての大きな負担になっている。もっと安く海外から買えるのに高い関税で日本の高いものを買わなければならないという問題でございます。これについてはいろいろな歴史的経緯があって、石炭産業の廃止のためにそれを回す。つまり、石炭産業を収束させるための負担を利用者業界である板ガラスだとか、あるいはソーダ業界が負担するという奇妙ないびつな格好でやってきましたけれども、これは17年に終わるわけでございますが、その問題もにらんでこの問題を検討してみたいと思っております。

運輸分野につきましては、タクシーの緊急調整措置というのが今年の2月からスタートいたしております、やっと運輸分野における全分野の需給調整規制の廃止というのが実効あるものになったわけでございますけれども、この中で一つ憂慮しておりますのは、最初にやりましたところで、このシステムの緊急調整というのは要するに需給調整をとっても前5年に比べて普通の流し地域において10%前後の平均から実車率が下がったとき、そのほか収益条件が付いておりますけれども、そういうときにはイエローカードと言っておりますが、監視区域に指定して、この場合には需給調整はいたしませんけれども、しかし、いろいろな面でウオッチングを行政がする。その1年を経て更に15%下がったときには緊急調整区域に指定して、そして需給調整規制を復活するというシステムであります。

問題は、これで第1年目にイエローに指定されたのがどれだけあったかという、たしか百四十幾つあった

わけでございますが、まだ決まっておられません、これから決まる第1回目の見直しでこれが二百幾つに増えるわけでございます。そして、更に二百幾つにイエロー地域が増えるとともにレッドが遂に現れた。それは沖縄であるわけであり。その沖縄のレッドが駆け込み需要というか、申請が異常に起こったといういろいろな問題を持っているわけです。

なぜこういうことが起こったのかというと、普通のところでは10%、15%なのが非流し地域では2%、3%という条件であるために、約半数がそれが入ってくるというような形になっておるので、果たしてそういうことでもいいのか。それから、沖縄は別として本州の中にそれが一つ入ってくるというと、幾つかのものがそれに付帯して入ってくる。レッドに転嫁するということになると、何のことはない、なし崩しで需給調整規制をせっかく廃止したものがあれするということを危惧しておりますので、この問題について少し議論をしてみたいと考えております。

それから、第2番目は自動車保有関係手続のワンストップサービス、これは去年の提言をしたわけでございます。そして、ナックスと港湾、EDといいますか、2つのシステムが統一をとってやっていくという仕組みでやっておりますが、その実態ですね。これが本当に統合された一つのいいシステムとしてファンクションしているのかどうか。この問題を我々はしっかりウオッチングする必要があると共に、あのときも提案したかったんですけども、そういう過去にとらわれずに、要するにニューディールでもう一回巻き直して新しいものをつくる。この技術改革の時代ですから、一つのソフトをつくるのに対してそんなに大きな負担がかかる問題ではない。それから、機器等についても陳腐化して行ってリプレースというものが非常に進む問題ですから、もう少し統合のとれた整合性のあるものにしたらどうだと、こういうふうな問題も認識としてあろうかと思っておりますので、そういう問題についてこれは監視、かつ提言含みの問題として取り上げていきたいと考えております。

第3番目は、営業車両の車検期間の延長の問題でございます。車検については臨調始まって以来の規制改革における長年の課題であって、その歩みは遅々としてはおるけれども、少しずつ進歩はしてきたわけでございますが、この営業車両トラックについては2000年に8トン以下が初期車検が2年となったわけでございますが、8トン以上についてはどうするのかという問題が残っておるわけでございます。更に、そのほかの一般車についても車検期間の延長ということは国民の利便というものと、それから安全の確保という問題の両方をしっかり眺めた上で決めるべき問題でございますが、この問題に対して少しディスカッションをしてみたいと考えておるわけであり。

それから次のフェリー・RORO船に関するトレーラーシャーシに関する規制緩和と言いますのは、トレーラーのヘッドがありまして、要するに前に引っ張る車、そしてその後ろに大きなトレーラーがあって、これはフェリーだとかRORO船の中で行き来しておるわけでございます、そういうトレーラーは泊まる場所はどこかといったら海上であるということが多いわけです。そして、帰ってきて埠頭の中にあつて、その埠頭からまた海にフェリーに乗っていく。もちろん内陸を走って届けるわけですけども、それに対して車庫規制というものは内陸部に対して、埠頭でも構いませんけれども、一つの車に対して1つの車庫を持つという形になっているけれども、しかし実際には車庫というものを使いほしないという実態があるわけでございます。この問題に対して、果たして車庫規制はそのように形式的にやるものなのかという問題を検討してみたい。これは経団連の要望等にある問題を拾っているわけでございます。この車検も当然、経団連の要望であります。その次にフェリー、セミトレーラーの積載条件の緩和、これも古い課題でございます、いわゆるISOのコンテナというものは国際的なもので不可分だというわけで、これの積載条件とか車高制限というのが特別に緩和されているわけですけども、国内貨物に対してはそれは適用されないという問題がありまして、もちろん輸出のときにも使えますが、輸入の荷物にはそういうものが使えるけれども、国内の荷物はそれを使えないという規制があるわけであり。この問題に対して考えてみたいということです。

それから、港湾関係については主要9港以外の港湾規制の需給調整の撤廃を考えて、規定の問題でございますけれども、そのため押しをしたいということでございます。

最後に、ワンストップ化サービスについて、なお検討してみたいと思っております。

それから、官製市場見直しワーキンググループの検討ですけども、これは極めて私としても初めてやったような話でございます、明日も第1回のヒアリングをやりまして先日、それから明日、明後日と一応主だったところのヒアリングをやりますけれども、考え方は官が行っている事業というものを民間に開放する。その開放の手法としては何がいいのかといったら、これは一番下に書いてありますが、廃止、民営化、民間への委託、移管、民間への包括委託、民間への大幅な業務委託という幾つかの段階があるわけでございます、

中間取りまとめでもそれを言っているわけですが、その問題はこの64 中間取りまとめで言った事務事業というものに対してそれを個別に今、洗うという大変労力のかかる作業に入っておるわけですが、本日現在どういうふうな格好で向こうの明るみが見えてくるのかというのは正直言って私にもよくわからないところがあるわけですが、その問題を今、取り扱っておるわけですが、

特にこれに当たって今までのヒアリングについて考えてきているのは、公権力の行使に当たるというものは官でなければやってはいけないものだという観念が非常に強いというふうを感じるわけですが、公権力が国に属することはもとより当然です。もとより当然ですけれども、その公権力の行使という事務事業というものはいろいろある。判断的要素を非常に含むものもあれば、定型的なものもあれば、全く基準どおりにやるというものもある。いろいろあるけれども、そういうものは公権力の行使であるがゆえに国家公務員ないしは地方公務員がやらなければならない。それが果たして今日的に妥当なのか。これは官民の役割分担として妥当なのか。この問題は一回しっかり議論をしておく必要があると考えるわけですが、そういう問題の認識の下に取り掛かっていきたいと思っております。

特に公権力の行使の中で一番悩ましいのが、判断そのものが公権力の行使に当たると言われるような場合で、この場合をどうするのかというわけです。そういう判断を民間にやらせたら大変なことになるんじゃないかと言いますが、では官がやるならば判断そのものに裁量性があるときに、その裁量は官がやるがゆえにジャスティファイされるということにしておいていいのかという問題が出てくるわけですが、そういうような視点も踏まえてやっていきたいということでございます。

更に重要なのは第2番目に前回の中間答申でも書きましたけれども、民間でできるものに対しては官は行わないという考え方を基本に置く。これまでは、民でできる事柄は民に移すということのキャッチフレーズであったわけですが、今後の一つの考え方として、民間でできるものに対して官は立ち入らないという考え方が重要ではないか。つまり、公権力の行使の問題と個の考え方、この2つを一つのフィロソフィーとして64の業種各々についてこれを精査して、そしてさっき申し上げましたような廃止民営化、民間への委託、移管、民間への包括委託等々の措置ということをやりたいと思っております。時間の関係もありまして、一体どこまでいくのかという点についてはあれであります、できる限りの努力をしていきたいと思っております。

最後に、IT関連でございます。これは中間取りまとめのときに生活インフラグループの答申として出したものでございますが、私もITの主査をやっております関係でこのところで発表させていただきますが、表現形式をどういうふうにするかは後の御相談の問題かと思っております。IT戦略本部において積極的に検討をして結論を得ることを期待するというのが基本的な考えであるということと、まず申し上げた上で、中間取りまとめにおいては全般的に規制水準を引き下げる方向での抜本的な制度の見直しをするということで、特に一種、二種という問題についての長年の問題に終止符を打っているということと、許可制を登録制に直しているという問題があるかと思っております。

それから、周波数が枯渇しておりまして、その再配分の必要性が今、深刻な問題になっております。それに対する答申も出ております。

それから、更に移動体通信における再販事業者の参入促進のためのガイドラインの適時適切な見直しという問題、これも中間取りまとめで報告しておるところでございます、かつそれぞれ省庁とも合意しておる問題でございます。また、NTT関係の各社事業の独立経営体として相互に競争を行うように注視するという事柄も中間取りまとめで書いている問題でございます。これらの問題について、本答申の中に織り込む。織り込み方については、また別途これを考えるということであろうかと思っております。

最後は、構造改革推進の特区のプログラムにおいて全国において実施することとされた事項としてこういうようなものが先行していくということに対しては好ましい問題であって、これも取り入れるべき問題だと考えております。ちょうど29分です。

○宮内議長 ありがとうございます。大変お見事でございます。

それでは、高原主査からお願いいたします。

○高原委員 それでは、事業活動の円滑化ワーキンググループの検討状況についてお話をさせていただきます。

大きくはレジュメを2枚用意しましたが2つありまして、2. ですが、新技術や成長分野に関する規制の改革というものをどういうふうに考えていくのか。2番目には次のページの3. の民間事業活動を阻害しているというふうに判断される細部に宿る規制の改革という、この2つの側面から我々は取り組んでおるわけですが、言うまでもなく1番目は新しいビジネスや新しい商品、新サービスを円滑に迅速に提供できる環境整備

をつくることだ。そして、2番目には我々日本経団連を始め産業界から寄せられております数多くの規制改革要望について、今回集中受付期間というものを9月の末から10月20日まで設けて、幅広く情報収集、そして整理に努めておりますけれども、今後第2次答申に向けて各省との折衝、調整を通じて所要の措置を講じていきたいと思っております。

まず最初の新技术・成長分野に関する規制の改革でございますが、問題意識としては(1)に書いておりますように、新しい分野について大幅な規制の緩和やルールづくりというものいろいろ求められているものですから、ここでは本年度の取り組みとして2つに絞って、1つは話題になっております燃料電池の関連分野、そして2番目にアニメーションのコンテンツ分野を取り上げていきたいと思っております。

少し具体的に説明をいたしますが、A.として燃料電池関連の分野につきましては、これはいわゆる日本の産業力強化という面からも、あるいはエネルギーの安全保障の確保という面からも、非常に実用化や普及が強く要望されておまして、2005年からの実用化普及に向けて先導的に、できることは今年度からもやっていきたいと思っております。

例として①から③まで3点挙げておりますけれども、これはたとえて言いますと水素ステーションとガソリンスタンドを併設してもらうとか、あるいは途中の検査実施について2年と3年のずれがあるんですが、そういうものを調整してもらうとか、あるいは③にあります電池についても建物の関係、こういったことを検討しております。

B.のアニメーションなどのコンテンツの分野ですが、現在アニメーションの世界放送の6割を日本が占めております。こういう面で、技術力とか芸術性については広く世界をリードをしているわけです。そういう面から、より一層の成長に向けて公平な競争の確保や資金調達手段の多様化をねらっていきたいと思っております。

例を3つ挙げておりますが、①②は製造業のみに適用されている独占禁止法ガイドライン、あるいは下請代金の遅延等のことについて、流通業の方に対してもやってもらうとか、③については信託業法の適用ですが、この対象を著作権等の知的財産権まで広げてもらうとか、そういうことを考えております。

もう一つ、3.でございますが、現在の民間事業活動を阻害している細部に宿る規制の改革ということでございます。この内容につきましては、我々非常に問題にしております。どういうふうの問題にしているのかと申しますと、(2)に示しておりますような検討分野を①の行政手続の簡素化であるとか、あるいは②の既存制度の解釈の明確化、そして③の基準認証・保安・資格制度の見直し等ということについて、極めて具体的に6つほど要望されている規制事項について列挙をしております。

そんなことで、これから事務局においては精力的にそれぞれ関係省庁との調整をやってもらっておりますし、第2次答申に向けて我々としては進めていきますが、あと1か月でございますので、森委員や八代委員ともよく連携をとりながらやっていきたいということで、一応5分で終わらせていただきます。

○宮内議長 ありがとうございます。それでは、八田主査から環境と住宅・土地についてよろしく申し上げます。

○八田委員 環境ワーキングについては生田主査が去年非常に広い範囲についてやってくださいまして、今年はヒートアイランド現象の解消と、それから地球温暖化対策に絞っております。それで、ヒートアイランド現象というのはどうも日本特有の現象らしくて、海外の大都市では余りないということらしく、それに関しての知見が余りなくて、さまざまなことが今、調整段階らしいです。特に、風が流れていく道筋に大きなビルが屏風のごとく立ちはだかるというようなことは後で取り返しのつかないことになるのではないかと考えて、都市計画とヒートアイランド対策の関係について省庁間でもって連携を持っていただきたいということを中心に今、協議しております。

それから、2番目の地球温暖化対策では、発電に関してはよく原子力発電が一番有効だと言われるんですが、そのほかには天然ガスがCO₂の排出が非常に少ないので、例えば石油とか石炭からそこに転換していくことが必要だと。そうなりますとガスパイプラインをつくることが必要で、まず2-1の(1)の②に書いてありますように、海底ガスパイプラインというのがサハリンから必要ですので、それに関する基準を整備していただいている。そのことを要請して、また実際に向こうで検討していただいています。

それから、道路下に埋設する際の埋設深度に関することというのは昨年、3か年計画で要請しましたところ、実際に性能基準にするために実験を繰り返していただいて、これが最小の基準で済むというのを今、探し出しております。

それから(2)の天然ガス発電所に係る環境アセスメントというのは、結局アセスメントというのはどうしてもロ

一カルな、その地方の人の環境に対する意見が入るわけですが、地球温暖化対策というのは要するにグローバルな要請ですから、必ずしもそのアセスメントというのがふさわしい道具だてではないということになりますと、なるべくCO2 やNOX の面で非常にいいことがわかっているガス発電に関して、ある程度の手続の簡略化ということをやっただけないだろうか。特に、今まで石炭や石油で発電していたものをガスにリプレイスするということには、それなりの簡略化をしていただけないだろうかということを要請しております。

さて、次の住宅・土地、公共工事ワーキンググループでございます。これに関して1番の都市高度化・高度事業ということは昨年が続いてやっておりますが、この中で特に大きなトピックスというのは①②⑩だろうと思います。①の土地収用手続ということですが、都市の再生のためにはどうしても道路の整備、特に環状道路の整備が必要です。東京23区内の都市計画道路で未整備なものは700ヘクタールあるというような状況ですので、これを何とかして建設をしたい。その場合に、土地収用を地方公共団体あるいは事業者がなかなかしない。そこに移っていかないということがございますので、それを急いでやるようなインセンティブを付けるということを要請しています。

それで、その際に自治体がそういうことを急がない理由の一つは、予算措置がない。そんなに急いでも実際に予算がなければこういう事業はできない。だから急げないんだ。それで、強引にやれというような規制をかけることはなかなかできないという理由がございますので、国から地方への直接、間接の、特に高度利用をしているような地域における道路建設のための何らかの財政措置というようなことも含めて、それもある程度既存であるわけですが、それを膨らませるようなことも含めて土地収用が円滑にいくような方策を議論しています。これについては必ずしも国土交通省と意見が一致しているわけではないですが、また次回にもヒアリングをしてこれについて協議していくつもりです。

2番目の混合用途地域の創設及び都心部の住宅用途に係る容積率の緩和というのは、詰まるところは都心部で今、商業地では住宅をつくることはできるんですが、いかにも商業地ということが中心に置かれているから、これは混合用途地域と呼んではどうだろうか。それから、容積率規制というのは基本的にはオフィスビルができて通勤鉄道へのプレッシャーがかかることが問題で容積率規制をしているわけですから、都心の住宅用のマンションができることはそういう外部不経済を及ぼさないので、住宅用のマンションについては基本的に容積率を撤廃してはどうかという要請をしております。これについては協議中です。国土交通省もそのまますんなりとはいかないんですが、我々はこれは非常に重要な問題で、都市再生のために必要なものだと考えています。

それから最後の⑩の通勤鉄道における時間差料金制の導入ということは、都心の容積率規制の大きな理由がオフィスビルが拡大することによって通勤混雑が発生するというところにあるのならば、通勤鉄道で時間差料金、ピークロードプライシングを導入してなるべくばらけて通勤してもらおうという体制をとったら都心のオフィスビルの容積率も上げることができるのではないかと。そういう観点から、国土交通省に3か年計画で通勤鉄道に関するピークロードプライシングの導入の検討を依頼しましたところ、このための正式な委員会を立ち上げてくださいますので今、検討中であります。

それから、そのほかの高度利用のところにありますのは非常に個別具体的な対策で、どれもこれも実際の問題としては都市の再生の障害になっているものです。例えば、道路の立体的利用に係る制度拡充というようなことは、新規の道路に関しましては建物の中を通り過ぎることができるんですが、既存の道路の上に建物を建てるということとはできない。それをできるようにしてもらおうということであります。そのほかにも、それぞれそういう高度利用のための具体的な措置であります。

2番目の新たな時代の要請に対応した手続きの見直しというところで、都市再開発法の同意要件等の見直しというのがございます。これは今、都市再開発では権利者の同意を得るのに頭数と面積の3分の2が必要だということになっています。ところが、事業者はどんどん買い進めていきますと頭数が減っていきまして、結局反対の人の頭数だけが残ってしまう。だから、これは基本的には免責要件でいいのではないかとこのことを我々は主張しております。それで、これは今、協議中ということになります。

それから、3の「性能規定化等の推進」ということについては、さまざまな規定が主要規定で行われておりますが、これを性能規定に変えてもらおうじゃないかということで、例えば④の駐車場の出入り口規制の弾力化ということは、大きな駐車場は交差点から5メートル離れなければいけない。それから、出入り口は10メートル以上離さなければいけないというような規定があるわけですが、実際はその交差点にそのまま入った方が効率上、非常に便利な場合がありますし、それから私道でない場合、公共的な駐車場の場合には既にそういうことが認められているので、実際の性能の観点から見て弾力化してもらいたいという要請でありま

す。

最後の4に「不動産市場の整備」ということがございます。これは不動産取引価格、特に実売情報ですね。実際の個別の取引価格を開示する必要がどうしても不動産市場の活性化のために必要なのではないかと、ということで今、国土交通省と法務省に協議していただいているところです。

それから、3番目の「借家制度の更なる改善」というのはこれから始まるところで、今からお呼びして議論をしようと思っているところです。

最後の「競売の実効性の確保」というのは、競売のときに例えば最低売却価格というのがある。こういうのは日本特有のもので、こういうものを廃止してはどうか。それから、占有している人が敷金をももとの持ち主が返してくれるまでは出て行かない。しかし、これは買い取った人には何の関係もないことですから、そういう敷金の請求権も認めないということにしてはどうか。そういうような問題点であります。これはまさに今、協議中でございます。以上です。

○宮内議長 ありがとうございます。それでは、今までのお3方の主査、7分野だと思えますけれども、これにつきまして御質問、御意見がございましたらどうぞ。

それでは、私から鈴木さんに医療について御質問したいんですけれども、2番目の問題は既に去年決着がついたのではなかったんですか。

○鈴木議長代理 そのとおりです。厚生労働省も去年一生懸命参加してくれましたけれども、何せ実施の段になると崩れるところがあります。その典型的なものがこの例でありまして、3月に通達を用意して保険者機能のいわゆる医療機関と保険者との間の直接の取引というのか、支払い審査をやるということに対しての通達は用意したんですけれども、それを提出することができないまま今日に至っておるのが実態です。ですから、明らかに閣議決定違反を厚生省は数か月にわたってやっているという問題です。

また、その中にさっきも申し上げましたけれども、いろいろ不合理な点がある。例えば、一つの医療機関と決めたときには、現在は事前では仕方がないと思っておりますけれども、そのすべてのものだと。けれども、これに対して言いたいのはやさしいのだけを引き受けて難しいものは皆、診療報酬基金に持って行くということをやりたいのかもしれないけれども、それは診療報酬基金にいったら高い値段にすればいいだけの話です。診療報酬基金とは限らないで、専門のものにいったら高い値段にすればいいだけで、そうすればおのずから価格は調整される問題だ。しかし、これはIT化を少し前提としています。ですから、そんな問題だとか、あるいは保険組規約の中に直接審査をするというのを契約事項として厚生大臣が認可するとか、そういうことをするのが許認可事項になるがごとき事柄であって、これは我々は賛成できない問題でありますのであれですが、まず一番のポイントは少なくともスタートについていないという大変当会議としては遺憾な問題があるわけでありまして。

○宮内議長 では、大村政務官どうぞ。

○大村政務官 いろいろ発言をさせていただければと思います。まず最初の燃料電池の分野はこれから伸びる分野ですから是非前倒しでどんどん進めていただければと思いますし、関係の部局も多分間違いなくどんどん協力すると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それからアニメーション、コンテンツのところですけども、これは例の1、2、3とありますが、全体は公取の部分ということでございますか。それと、3番目の信託は金融庁ですか。

○高原委員 この1と2は今、先生がおっしゃったように公取の部分でございます。それで、3番目のいわゆる信託というのは財務省の関連です。著作権について知的財産権として信託の対象にしてほしいということです。

○大村政務官 それは財務省になりますか。金融庁でしょう。

○高原委員 文科省も絡むと今、事務局からアドバイスをしてもらいました。

○大村政務官 著作権法だと文科省で、信託のあれだと金融庁になるんですね。

○高原委員 いずれにしても、政務官の趣旨について、よりはっきりさせなければと思います。

○大村政務官 私は個人的に前からこれは日本の大きなといいますか、今ゲーム業界などは本当に輸出で元気がいいですから、こういうものをどんどん進めていただくといいかなと思いますので、是非頑張ってくださいと思います。

それから、ITの分野はここではないんですか。IT戦略本部でやるということですが。○鈴木議長代理 その方針には変わりはありません。したがって、これは中間取りまとめのときにIT本部でこのような内容においてされることを期待するという一言付きで協議して決めた問題でございますから、IT本部がこの中間取

りまとめで取りまとめた内容を踏まえて御審議、決定していただきたいという本会議の要望ということになるわけでございます。

○大村政務官 いろいろ物は言ってもいいということですか。

○鈴木議長代理 物は言ってもいいというよりも、現実と言ってしまったわけです。

○大村政務官 この個別具体的な内容に、もちろんこれも競争政策というか、どんどん進めていく必要があると思うんですけれども、多分これからといいますか、IT戦略本部なのか、それとも総務省そのものなのか、一種と二種の見直しだとかいろいろなことを含めて、例の通信政策の見直しを今やっていますね。そういうところで、この間のアメリカの方は、アメリカの意見はずっと前から日本版のFCCをつくれと。要は、業を所管するところと規制のところと一緒に本当にうまくいくんですかという投げ掛けで、私も個人的にはそのとおりかなという感じがするので、すぐそういうふうに行くかどうかは別にして、そういった通信政策の競争の在り方というのもIT戦略本部で基本的には議論をしていただくことなのかもしれません、この点ももちろんですけれども、この場でも更に議論ができればということ、個人的な意見ですが申し上げます。

○奥谷委員 質問をいいですか。この多様なマネージメント手法で医療の方なんですけれども、派遣規制の見直しのところの医師とか看護婦の派遣の部分だと思うんですが、これは厚生労働省が反対しているんですか、医師会が反対しているんですか。

それからもう一点、医薬品販売に関する規制緩和、これも厚生労働省が反対しているんですか。

○鈴木議長代理 医薬品販売に関するものは厚生労働省は反対しています。反対していますが、その背景に薬局があるということは自明の問題でございます。

それから、派遣労働に対しては厚生省は必ずしも頭から反対しているわけではありません。これはやってくというのが去年の約束です。やってくけれども、しかしスローバットステディなのでやっていきたいというので、そのステディが要するに福祉部門における医療という形でやっているから、ツーマッチステディじゃないかということであれしていくという問題であって、決して反対ではない問題です。

しかし、ニーズの高い、例えば今は麻酔師の不足が一番言われておりますから、その麻酔師に着眼して、これをプール制にしてやっていったらどうなんだと。当然、反論としてはチーム医療という議論が出てくると思いますけれども、そういうようなことでも言わないと現実の現場が回らないという声を非常にたくさん聞きますので、そんな点でも見直してみようということを考えているわけです。まさしくそういうところこそ派遣労働でプールしておいて、必要、不必要によって使うというのが一番賢いやり方なんです。

○宮内議長 それでは、まだ御質問がもしございましたら最後のところでお願いするということで後半に移りたいと思います。後半は八代主査、米澤主査、清家主査、それから事務局という順で御説明をお願いしたいと思います。

それでは八代主査が3部門、米澤主査が教育・研究、清家主査が2部門ということでございます。時間をウォッチしながらよろしく願いいたします。

○八代委員 それでは、9分までだと理解しております。

まず福祉であります。この福祉は昨年についてフォローアップ中心でございまして、まず介護施設間の対等な競争という点では、特区の方で公設民営による株式会社の参入ということで、遂に牙城が一部開いたわけでありまして、これを特区だけではなくて全国対応でも是非やっていただきたいというようなことであります。

あとは特別養護老人ホームのホテルコストの問題も長年の課題でありまして、特養というのは施設介護でありますので、病院と同じように家賃とか給食まで介護報酬の対象になっているんですが、基本的に同じようなサービスをしている有料老人ホームは、これは自宅であるのでそれは自分で面倒を見ろという形で、いわば何が在宅で何が施設かという区別が今この施設介護では極めてあいまいになっております。そういうような形で、ホテルコストという問題は在宅と同じような形で介護報酬の対象から外して自費でやってもらう。低所得者層の人は別でありますけれども、そういうような形でイコールフットイングを図るという方向で、これは厚生省も前向きでございまして一層それを進めていきたいと思っております。

あとは、訪問介護における医療と介護職の業務範囲も長年の課題でありまして、家族が行うような湿布とか爪切りみたいなことまでホームヘルパー、あるいは訪問看護の人がやると、それは医療行為違反である、医療法違反であるというようなかたくなな形で非常に現場では困っておりますので、そういう介護職の業務範囲の明確化というのは非常に要請の強い部分であります。

それから、医療保険と介護保険の双方が適用される医療型介護の見直しというのは、老人病院等ではべ

ッドによって介護保険、医療保険の差がありまして非常に利用者から見ればわかりにくい。これは保険の対象範囲がかなり違う面もありますのできちんと統一化する必要があるということでもあります。

それから、保育については幼稚園と保育所の融合の推進、これも特区では認められておりますので、これを全国対応にしていこうということでもあります。

それから、保育所の施設基準の見直しというのは例の調理室の問題でありますけれども、これも基本的に給食の中身が実質的に同じであれば近くの調理室から取ってもいいのではないかなというように、これも長年の課題であります。

それから、同一なサービス提供者の対等な競争条件の確保というのは、保育所につきましては既に株式会社の参入が認められておりますが、形式的に認めただけで、例えば社福と全く同じ対応をしている。そういう意味で、例えば減価償却費などを経費として認めない。これは社福にないからだという硬直的な対応でありまして、もう少し企業の参入を認めたならば企業会計もある程度認める必要があるということでもあります。

これは次の社会福祉法人の運営費の弾力化等でもありまして、社福の方から見れば企業が参入を許されたのならばそれと対等に競争するために、こちらの会計ももっと企業会計に近づけていただきたいという要望があります。これは極めてまともな要請だと思いますので、これについても検討しております。

次の農林漁業・流通ワーキンググループの方は昨年は巨頭法を築いた段階で、これから更に上陸していくという段階でございますが、まず日本の農業問題というのは基本的に大規模化が進まないことにある。これは当然農水省との共通認識でございます。ただ、なぜ大規模化が進まないのか、生産性が向上しないのかといったときに、昨年は競争が不足している。農業生産法人への株式会社の出資制限などを緩和して多様な経営主体を参入させるべきだということも昨年は言ったわけでありまして、これは今年も当然引き続きますが、単に株式会社を認めただけでは今の問題は解決しない。やはり専業農家もなかなかこの大規模生産の利益を追究することができないわけです。これは基本的に2つの問題がありまして、1つは農協であり、1つは農地の問題であるということなので、そこに今年はかなり詳しく踏み込みたいと思っております。

農協については現在、広範な事業を全国的に展開しており、非常に高いシェアを持っている。また、信用とか共済事業、つまり銀行とか保険会社の事業をともにやっております、その内部補填の問題もある。それによって新しい事業者あるいは新たな協同組合等が参入することが非常に難しい。基本的には零細農の保護をしている機能が大きいんじゃないか。そういう意味では、この農協の機能を見直すような形でもっと農業分野における競争性を高める必要があるというのが第1点であります。

それから、農地の問題があります。これは、基本的には零細農家が土地の転用収入を期待してなかなか離さないわけでありまして、それによって大規模農家が農地を集めることができない、集積が進まない。本来あってはいけないことではあります、耕作放棄地というものが増えている。これを何とかしなければいけないわけでありまして、そういう意味では、農地利用はむしろ規制を強化というより運用の強化でありまして、法律どおりきちんと認める必要がある。今のように税制上の優遇措置を受け、あるいは農水省から補助金をもらって非常にいい農地にして、それを宅地に転換して巨額のキャピタルゲインを得られる。それをあてにしてなかなか農地を離さない。そういうような問題を何とかしなければ農業の改革は進まないのではないかなということでもあります。

また、その転用に関してかなり大きな力を持っております農業委員会の実態が極めて不明であるということから、この点についてもメスを入れる必要があろうかと思えます。

それから、農協につきましては経済事業というのがありますが、それと同時に営農指導、信用・共済事業、生活関連事業、これはスーパーマーケットみたいなものですが、そういうような事業が非常に複雑に入り乱れている。こういう事業の間の感情をまず明確化することで、長期的にはそういう事業をきちんと分離して収支が明確な形にさせていただくというのがポイントだと思います。

それから、農水省の行政自体が過度に農協に依存しております、農協を通じて補助金の配分みたいな形も行われている。農協が補助金の受け皿になっているという言い方が正しいわけではあります、そうした関係がある意味では不公正競争につながっている面があるのでこれを見直す必要がある。あるいは、1地区に1農協しか現在ほとんどないわけでありまして、ヨーロッパのように複数の農協が同じ地域で競争することになかなか難しい。その背後には、やはり他組合と地区が重複する場合の設立認可等について、農協の中央会が協議しなければいけないというかなり非競争的な制度があるわけで、こういうものを見直していくということでもあります。

次の 11 ページであります。あとは独禁法とか組合員資格の問題、それから農業生産法人については昨年を引き続き、出資制限の緩和ということを求めていきます。

なお、特区の方では株式会社の参入が認められたわけですが、これは賃貸を原則とするという形で、それはそれとしてももちろん認めていただいて結構なことなんです。本体の方は引き続き土地の購入も含めた形での株式会社の参入の拡大という形で求めていきたいと思っております。

12 ページの方であります。規制改革特区ワーキンググループの点であります。これは御承知のように昨日法案が無事閣議決定されて、今臨時国会に今月中にスキャンダル等がなければかかる予定というふうに聞いておりますけれども、その実現を是非お願いしたいと思っております。それと同時にこれは何と言っても7月の中間答申で初めて出したアイデアが11月に閣議決定されるという前例のないスピードでありまして、その中身をやはりきちんと評価する必要があると思っておりますので、この最終答申では規制改革会議と、それから構造改革特区推進室との取り組みについてきちんと評価をしたいと思っております。

それから今後でありますけれども、今後とも特区推進室と協力しまして各省庁についてのヒアリング等を随時行いまして、今後の進め方についても監視を行いたいと思っております。特に問題なのは、新聞等では14の法律についてだけ報道されておりますが、それ以外にも各省の政省令とか通達等の規制の特例措置というのがございます。この中にはかなり重要なもの、例えば工場のレイアウトの問題とか、あるいは大学の設置要件等の問題がありますので、こういうものがきちんと適切な形で規制緩和されるということ担保するためにも、引き続き特区室と共同で注視していきたいと思っております。

それから、今回の構造改革特別区域基本方針という、これは特区法の正式名称であります。この中で新聞等でも一部書かれておりますが、関係行政機関の同意が必要であるということになっております。もしこの同意というのが非常に厳しく解釈されますと、結果的に拒否権を各省に与えるようなことになるので、そうではなくてあくまでもこの同意というのは形式的なものにすぎないということを明確にしていくことが大事かと思われま。それから次でありますけれども、13ページの「特区制度のより一層の活用」ということでございます。これは、地方自治体からの特区の要望の中で現行制度でも既に対応可能であるということで、特区の対象とする必要はないといったものが311事項あるわけなんです。本当にそうかどうかというのはかなり明確ではない。各省がもう現行制度で対応可能というのであればそれを明確に、できれば通達等の形で出していただく。これは、規制は細部に宿るといふふうに言われますように、中央ではもう規制はないと言っても、地方とか現場では依然として古い形の対応をしている場合が多いわけで、徹底した本省ではこれは既に規制緩和されているということを明確に文章の形で示すというのは非常に細かい点であります。実際は重要な点であるということでもあります。

それから、早くも来年の1月15日には第2次募集というのが決められているわけですが、これについても具体的な内容というのはまだ不明確であります。今回受けなかったものについても、あるいは現行制度で対応可能というものであっても、実際には対応可能ではないんじゃないかというようなことも新たな要望として含めていただくとか、第2次募集の具体的な内容についても明確にする必要があろうかと思っております。

3番目は全国において実施するという事項でありまして、これは具体的な内容について、例えば労働関係では今、通常国会で出す法案を準備しているから全国対応だというようなことも言われているわけですが、その中身次第においては必要に応じてまた次の特区に盛り込むものもあろうかという形で、この全国対応についての内容というものをもっと深掘りしておく必要があろうかと思っております。

それから対応不可能とされた事項であります。この中で先ほど生田委員も言っておられたような株式会社の問題がかなり残っております。医療と、それから教育の分野の株式会社が残っておりまして、農業とか福祉の分野は既に申し上げたように対応を一応していただいております。

特に教育の分野でございますが、例えば社会人を相手にするビジネススクールのようなものがなぜ株式会社ではいけないのか。小学校がいけないというのはそれなりのある程度理屈はわかると思っております。少なくとも大人を相手にして、きちんと消費者であるものに対してまで株式会社だとだまされる消費者が保護されないというような感じでの規制というのはやはり意味がないんじゃないか。そういうような攻め方というのは今後ともあろうかと思っております。これはある意味では最優先事項というような形で、特区または全国区において実施すべき規制改革事項として答申への例示、これは一つであります。そういうような形がほかにも幾つもあると思っております。そういうこともこちらで書かせていただきたいと思います。以上でございます。

○宮内議長 ありがとうございます。それでは、引き続き米澤主査からお願いいたします。

○米澤委員 14 ページでございます。教育・研究のワーキンググループの御説明でございますけれども、昨年度いろいろこちらで答申を出しましたが、この夏に中教審が最終答申を出してかなりの部分が認められたという経緯がございます。それで、今年はそれに加えてのいろいろなお話でございますけれども、ここにありますように4つの1から4までの大きな項目がございます。1つ目は教育の主体の多様化ということをもとめておりますし、次は教育の主体の教育の実施に関する情報の公開を促進する。それから初等・中等教育の活性化及び高等教育の活性化及び産学の連携についてのことでございます。ここで丸が付いているのが2の②とか2の③とか、次のページの4の③とございますけれども、これは我々の今年度の中間まとめの中でのフォローアップで進めているものでございます。

それでは、最初の方のまず「教育主体の多様化」ということでございます。教育の主体を多様化することによって消費者の選択肢を拡大して、それを競争的な環境の下でサービスを向上させる。これが大きな目標でございますけれども、一番最初に書いてありますように株式会社の参入ということを交渉しております。実際には株式会社として教育に参入したい方々のニーズというものを精査して、それを文科省にぶつけて言うという段階でございます。次週以降もヒアリングを実施する予定でございます。

それから、その過程で出てきたということもございまして、それとはまた独立に、今は学校法人というものを一たん設立して、その中で教育機関というものをつくるわけですが、その学校法人の設立についての要件というものが幾つかありまして、これを緩和したいということが問題として大きくとらえられてございます。特に校地、学校の土地が自己所有でないと許されないというところがありまして、これを借りたものにするとか、その他いろいろな便法がございますので、その辺で重点的に議論をしております。

それから教育の一部、アウトソーシングということはわかりやすいと思いますので省略いたします。

4つ目は私立学校の設置の促進ということで、新しい私立学校が参入するとき、これもやはり学校法人をつくってやるわけですが、場合によってはその地域の私学審議会というものを通すわけですね。その私学審議会の在り方あるいは構成員のばらつきといいますか、ある種の公平な参入を抑制するような形での人員構成というものがされている部分がありますので、これについて我々としては要望を出し、ヒアリングをしているところでございます。

5つ目は、コミュニティスクールのことです。これは昨年度、コミュニティスクールの導入についての法制度の整備をするという形でまとめておりますので、これについてのフォローアップをしております。文科省は、まず現行法の中でモデルスクールをつくって実験をしつつ先を進める、あるいは法制度の可能性を見極めるという言い方をしておりますけれども、我々としてはコミュニティスクールの実際の法制度の推進ということを目指して動いております。

あとはインターナショナルスクールについて、これは昨年度のものよりは緩和されました。

7番目は外国の教育機関、外国の大学は日本で教育をしたいというときに、いろいろの条件が悪くなる。その辺をどうやって緩和していくか。学生にとって条件が悪くなることがございますので、これは教育の国際化という視点からとらえていきたいと思ってやっております。

あとは簡単にしますが、2の①の学校法人の会計の制度の見直しというのは、会計制度はいろいろ違いますがほかのものと比較がしにくいとかいろいろなことがありますので、これは一たん一つの場所に置いて比べてみるようなことをする。

それから、小中学校の評価というのは昨年度は単に各小中学校がちゃんと情報公開をする。ウェブその他ですけれども、そういうことは約束してもらったんですが、その後の評価はどういうふうにするのかという議論をこれから進めていきたいと思ってます。

あとは大体進んでおまして問題はございませんけれども、次のページの最後のところです。これは高等教育の活性化の部分で、大分学部、学科の設置に対する規制は柔軟化されているのは結構なんですけれども、②の部分の特に新しい大学の新設について、最後に校地・校舎の面積基準の見直しというところがあります。これは、現行では校地というのは校舎の3倍なくちゃいけないということで、これを直すというふうに文科省は言われたんですが、どういうふうに直すかといいますと、今度は学生数に面積をかけて、そのある一定の数より面積が多くなるといけないという新しい算定の仕方を変えて規制をまたかけてくるとい状況なので、これに対して議論をしたいと思ってます。以上でございます。

○宮内議長 ありがとうございます。続きまして、清家主査からお願いいたします。

○清家委員 雇用・労働ワーキンググループは今年度の活動方針として最初に、次の6つのポイントを行う

ことを掲げております。

1つ目は、私どもは昨年度の具体的には厚生労働省との合意事項を3か年計画の中には部分は必ずやっていたという合意が得られた部分を書き込んでおりますので、それが必ず実行されませんと昨年度やったことの意味がございませんので、これからきちんと実現するかどうかをモニタリングし、また逐次ヒアリング等をして積極的に進めていただくよう働きかけるということです。

2つ目は、神田先生や八代先生の新規事業ワーキンググループあるいは特区ワーキンググループで今年の夏の間報告の中に取り込まれた合意事項の中で、全体に拡張できる部分についての適用の促進を考えていくということです。

3つ目は、確かに昨年、一応今年やっていたという内容について合意をしたわけですが、その後、経済の状況あるいは日本政府自体の政策変更等に伴う、特に雇用情勢の変化がありますので、そういった状況変化に応じた緊急を要すると考えられる規制改革を加速化するという事を厚生労働省に要求しているということです。

4つ目が、労使あるいは人材関係のビジネスをやっているようなところの各団体等からの要望を検討すること。

5つ目はそれと裏腹の関係ですが、そういったところからのヒアリングによって既に一部実施されている規制緩和措置があるわけですが、それについての評価を聴取する、あるいは検討するという事です。

最後に、これは事後チェックワーキンググループとの関連もあるわけですが、雇用・労働分野での事前規制緩和に対応した事後チェック機能を強化するという事について検討を行うということでもあります。

具体的には、まず1つは3か年計画あるいは中間取りまとめ、構造改革特区推進プログラム等に記載された内容の進捗状況を団体及び団体等の要望事項についてまず厚生労働省から数度にわたって状況の説明を受け、または当方の意見を申し上げました。具体的に言いますと、昨年度の合意事項というのは職業紹介、労働者派遣事業、有期雇用分野、更に採用労働の分野、それからそのほかの解雇規制等の分野についての合意事項が、現在厚生労働省の審議会においてどのように議論され、どのような形で進捗しているかということについての意見の聴取を行い、また我々の意見を申し述べております。

もう一つは、今年度の新規事業ワーキンググループで合意した分野、例えば神田委員のところでも解雇について金銭賠償等の適用を行うといったようなことが既に合意されているわけですが、そういったことを全国的に適用するという事。それから、先ほど八代委員の御説明にありました規制改革特区の方で、いわゆる別表2という全国ベースで行うべきというふうにそれぞれの相手方官庁が言っている部分について、雇用・労働分野でそれがきちんとそれならば全国的にちゃんと進むかどうかということを検討するという事でございます。

それからもう一つは2. の(2)に掲げましたような団体からのヒアリングを行いまして、それらから要望及び既に進捗している規制改革緩和の評価についての意見を聴取しております。

それからもう一つ、今回のポイントは労働市場等が改善されないままで推移してきておりまして、更にこれから一時的に構造改革の推進に伴って一層雇用情勢が悪くなる可能性がありますので、経済の状況変化に合わせた緊急を要する改革の加速化について議論をし、また厚生労働省ともディスカッションをしております。具体的に言いますと特に重要だというふうに我々が考えているのは、構造改革が加速化することに伴って離職者が多く出る可能性がありますので、労働市場の機能を強化する。特に職業紹介分野についてこの機能を強化するという事で、例えば職業紹介事業者の許可を、現在は事業所ベースでやっているわけですが、法人単位にして事業所は届出制にするとか、あるいは休職者からの手数料の聴取について今年の3月に一部我々の要求を入れて規制が緩和されておりますが、まだこれは不十分でございますので、その一層の促進を早急に図ってもらう。それから、紹介予定派遣について、現在は事前の面接が禁止されているわけですが、これも労働市場の機能、職業紹介の機能を強化するという観点から言えば、事前面接の思い切った全面解禁というような事を厚生労働省に要望していくという事でございます。

それから、私どものワーキンググループでも大阪大学の小島教授と成蹊大学の森戸教授という2人の専門委員に専門的な調査検討を委託しておりましてメモ等も出していただいております。その結果についても議論をしております。

今後は、特に今、申しました経済の状況変化によって緊急を要すると考えられる改革の検討と、それについての厚生労働省との折衝を行うということと、もちろん今年の年末に向けて昨年、基本合意が行われた事柄が厚生労働省の特に労働政策審議会でも審議されますので、その進捗状況を伺い、こちらから約束が担

保されるように強く要求していくということですね。

それからもう一つは、事前規制の緩和に対応した事後チェック機能の強化についてはまだ十分に私どものワーキンググループで議論しておりませんので、この点について検討を行う。その他、必要な意見聴取のためのヒアリングを行うということ、最終的な報告書の最終案を確定するという点に向けて、ワーキンググループ内での合意形成を図っていくということをこれからの残された課題として進めてまいりたいと思います。以上です。○宮内議長 ありがとうございます。それでは、最後に事務局からお願いいたします。

○福井審議官 競争政策・法務、金融ワーキンググループの関係でございます。神田主査が海外御出張中でございますので、便宜私の方から御説明をさせていただきたいと思っております。

5回ほどワーキンググループを開催をいたしまして、各省庁からヒアリング等を行ってきております。これはヒアリング途上ということでございますので、まだ今後の話があるわけでございますが、現時点で2次答申に盛り込むということで下記のことを考えているところでございます。

1つは競争政策分野でございますけれども、競争ルールのエンフォースメントの強化と複線化という点でございます。強化とか複線化という言葉が出てきておりまして、当然のことながら釈迦に説法でございますが、マーケットメカニズムをより働かせていくという上でのルールをより実効あらしめるという趣旨でございます。具体的に申し上げますと、競争促進ルールの措置体系の見直しでございます。いわば独禁法、独禁政策の関係になるわけでございますが、独禁法違反行為に対しまして十分な抑止力を確保するという観点から、例えば今、行政的な措置ということで課徴金制度があるわけでございますけれども、この課徴金の額でございますとか、あるいは逆に協力者に対しては制裁減免制度というものが外国にはあるということです。こういった点も含めまして行政上の措置あるいは刑事上、民事上の各分野における措置体系を一体的に見直してはどうかということで考えておるところでございます。

2番目のポイントが、公取委を始めとする市場監視体制の強化ということでございます。独立性等の確保という観点から組織的な位置付けをどうするか、体制の充実をどうするか。今、公取委は総務省にございますが、これを内閣府の方に持ってくるという話もあるわけでございます。

それから、金融・電気通信、電力・ガス分野と競争政策の在り方の検討、これは先ほど大村政務官からも少しお話があった点と関連をいたすわけでございますけれども、1つはいわば一般法としての独禁法と各々の事業分野、事業法との関係、仕切り、守備範囲をどうしていくのかということがございますし、例えば電気通信分野にいたしましても各々の事業法体系におきまして規制と監視あるいは紛争処理、こういったものをどのように分けていくのか、またこれを実効あらしめるためにはどうしたらいいかという問題意識でございます。

それから、競争政策分野の2番目の丸でございますが、政府調達の在り方の見直しということでございます。透明性、公正性という具合に書いてございます。例えば、これは既に当会議の文章に記載されているわけでございますけれども、分割発注の問題、競争入札の参加資格の問題、あるいは官公需法ということで申し上げますと各省庁が目標を定めておるわけでございますが、この契約目標の設定プロセスをいかに透明化していくかといったような問題意識でございます。その他、競争政策分野におきましても中間取りまとめのフォローアップなどを行っていききたいということでございます。

それから、2番目の法務分野でございます。これは中間取りまとめのフォローアップなどを中心に今後進めていくということでございますが、新事業創出促進のためのもろもろの対応について中間取りまとめあるいは3か年計画に記載をされているわけでございますけれども、こういったものがどのように実際に法律に取り込まれていくか、また実効が上がるのかといった点につきましてのフォローアップ、あるいは司法サービス関連、これはなかなか法務省あるいは文部科学省との間におきまして中間取りまとめの段階におきましては意見が一致しないという点も多々あったわけでございますが、この法務分野につきましては今後各省からヒアリングを受けて対応を検討していきたいと具合に考えております。最後の金融分野でございます。これにつきましては、村山副主査に中心的にいろいろやっていたというところでございますけれども、資産流動化法制の見直しということで、この点も含めまして、あるいは中間取りまとめのフォローアップということでいろいろと今まで指摘された点も含めまして、各方面から多くの要望を出していただいているところでございますので、これらを踏まえてどうしていくかということでございます。

なお、具体的にどの項目を取り上げるかという点につきましてはなお検討中でございます。以上でございます。

○宮内議長 ありがとうございます。それでは、ただいままでの後半の分野につきまして御意見、御質問

がございましたらどうぞ。

○奥谷委員 15ページのところの教育で、大学院の勤務条件の弾力化というのがありますけれども、これは我々雇用・労働ワーキンググループの方もやっているんですが、独立行政法人化しますと大学教員の裁量労働制の導入というところをもっと強くきちんと入れ込んでいただいた方がいいのではないかと思うんですけれども。

○米澤委員 その話は少し伺っておりましたけれども、その点について直接文科省と折衝するということはまだしておりませんので、早急にその話を出していきたいと思います。○清家委員 今の点でちょっと補足なんですが、奥谷委員が言われたような形でもしていただけると我々の方と整合性がとれるかと思うんです。我々がお願いしているのは、当面は奥谷委員が言われたように裁量労働制ですが、中長期的にはむしろ大学教員のような職種についてはいわゆるホワイトカラーエグゼンプションということで、そもそも労基法の適用除外にするというのが適当ではないかと考えておりますが、そういうような方向で厚生労働省の方には労基法上の扱いを検討していただきたいというふうに要望しておりますので、もし合わせてあれしていただけるとありがたいと思います。これは特に独立法人化したときにもいいかと思います。

○米澤委員 そうですね。やりやすくなると思います。

○坂政策統括官 今の点を少しだけ補足させていただくと、独立行政法人になってからという話と、なるまでの国立大学、つまり国家公務員である機関とで話が若干違っていて、国立大学である機関も、これは16年度までなんですけれども、例えば20時間だけ働いて大学には拘束されて、その代わり給料は半分。それで、あとの時間は利害が全く反するようなことはだめですけれども、そうでなければ何をやってもいいということができないかということ強く言っておりまして、今、文科省で一生懸命研究してまして、人事院が一番堅いらしいんですけれども、そういうことの研究は今していますというか、そういうのを研究しろというのが実は閣議決定の中に入っています、そういうことが進んでいるということです。

○大村政務官 度々しゃべらせていただきましてすみません。1つは教育のコミュニティスクールのところなんです。これは私は前から問題意識を持っておりまして、私も地元で市長さんとか地域の方とか御父兄の皆さんに聞くと、この辺の学校運営の在り方とか人事も含めて、一番不満たらたらところがここなんです。

それで、正直言って個人的には県の教育委員会なんかぶつつぶせぐらいのことは思っているんです。そこまでは言いませんけれども、その体制に穴を空けていくというか、変えていくのがコミュニティの大変大きなあれだと思うので、私は昨年と今年の4月の中間取りまとめを見ても、15年中にやるべきだと書いてあるわけですから、私は個人的にはもちろん、議員としても文部省には言いますけれども、是非これはやると、絶対来年の通常国会に法律を出すということで強行にやっていただきたいと思っておりますので、その点を申し上げておきたいと思えます。それが1つです。

ついでに申し上げますと、最後に競争政策の分野で先ほどの通信のところもすぐどうのこうのという話ではないかもしれませんが、是非いろいろ御議論をしていただければと思います。

もう一つは金融の分野で、これは今、株価対策ということで当面の株価対策ということでもないんですが、やはり中長期的に資本市場を育てていくという意味では日本版FCCというのは私は不可欠だと思っておりますので、証券取引監視委員会ができて10年なのでそろそろこれを見直す。この場で議論するのが適当かどうかわかりませんが、余りほかに言う場がありませんので、それも申し上げておきたいと思えます。

○福井審議官 日本版FCCの話が出ました。これにつきましては金融庁から実はヒアリングもいたしております。それで、政務官が御承知のとおり、これをめぐりましては独立させろという議論があるわけですが、その形態につきましてもいろいろな議論がございます。そもそも例えば金融の商品とかサービスが今、融合化している中で証券だけ取り上げる、取り出してやるということがどうかという一方の議論がございます。

諸外国のドイツ、韓国などでは一本でやっている。アメリカはむしろ1つに独立させているわけですが、そんな議論もいろいろございまして今、鋭意検討をいたしているところでございますので。

○大村政務官 その独立という話はあるにしても、いずれにしても今の証券取引監視委員会の見直しはやはり不可欠じゃないかと思えますので、それも含めてお願いしたいということでございます。

○福井審議官 三条機関、八条機関といったような大上段に振りかぶった議論もあるわけでございますけれども、そこはファンクション、機能、権限の問題として実際にこの証券等取引委員会がきちんと機能をしていくためにはどうしたらいいかといった観点から議論を行っていくということで、また御報告させていただきます。

○米澤委員 先ほどのコミュニティスクールの件なんですけれども、我々の認識は全く同じでございまして、特に今回法制度の導入、整備ということをやっておりますが、放っておきますとといいますか、文科省に任せると何も進まないの、ある意味でこちらで法制度の本当の方法ではないかもしれませんが、ある程度制度のプロポーザルというのをぶつけるという形で進めていこうかなと考えております。

○大村政務官 ここはやると書いてしまえば。

○米澤委員 これは大変な攻防です。

○福井審議官 これでも結構大変だったんです。

○宮内議長 あとは全体も含めまして何かございますか。

○米田副大臣 13 ページで、これは八代委員の御説明の中にもありましたが、「特区制度のより一層の活用」の①に「現行制度で対応可能」とされている規制改革事項についてと「ございまして、関係省庁において通達等の文書により速やかな周知徹底を当会議として監視を行うとございまして、こんなことは当たり前前の話で事務局に逆に聞きたいんですけども、こういう現行制度でOKだというふうに関係省庁からあったのか。それならばやってみせると、すぐ明日にでも通達を出せということになっていなかったんですか。まだこれは周知徹底されていないわけですか。

○宮川室長 これにつきましては今、特区室の方でやっていますけれども、一応各省庁から特区室ができますという話をホームページで公開をしております、それについて実際にできるかどうかということ自治体が検証をしているということを今やっております。したがって、そういう意味で自治体の方が現場の方でいろいろ問題が出てくるということがあれば苦情が出てくると思いますが、政府自体はそういうことで今、進めておりますし、我々の方もそこは連携をとってやらせていただいておりますので、そういう意味では一歩進んでいるという形にはなっております。

○米田副大臣 現行制度で対応可能というのは、中央の省庁がそう言っているが、現場の自治体がどうかということ今、照合しているわけですか。直ちにやらせた方がいいですね。即です。それで、現場もOKだったら直ちに全部通達を出さなければだめですね。そういうときにどういう手続きが必要になるんでしょう。

○宮川室長 そこは御相談させていただきたいと思います。

○米田副大臣 その段取りを早くつくった方がいいと思います。

○鈴木議長代理 競争政策のところですけども、特に電気通信、電力、ガスはあれしていませんけれども、それについては既往の答申の中で公取とは別途な監視体制のところメンションしておりますし、料金の決定その他に対しての問題をあれするときにもこの問題はどうしても避けて通れない問題なので、最終的な仕上がりはそごしないように連携をひとつよろしくお願ひしたいと思いますので、よろしくお願ひしておきます。

○福井審議官 神田主査によく伝えたいと思います。

○米田副大臣 もう一点よろしいですか。9ページの八代委員の御担当の部分であります、今の役職に就いてこの議論に関わるのは初めてでありますので、既に議論済みであるならば御容赦願ひたいんですが、(1)の「福祉分野」の「介護施設間の対等な競争の促進」、主としてこの部分であります、ちまたの声を聞きますと、どんどん民間の知恵が入ってくる、力が入ってくるのは結構だけれども、いわゆる企業としての経営が破綻したような場合、殊、高齢者のセーフティネットはどうなっているのか。まさか自己責任の原則を適用しますでは済まないのではないかと声をよく聞くんですが、その議論というのはこの間されてきているんでしょうか。

○八代委員 今おっしゃった点は非常に重要な点で、だからこそ株式会社の参入が規制されてきたということだと思います。

ただ、現実には社会福祉法人であっても倒産する場合もあるわけですから、これははっきり言えば株式会社の参入いかににかかわらずやるべきことであって、その意味では逆にそういう倒産した社会福祉法人の施設を今度は株式会社が買収するというような余地ができることもある意味では一つのセーフティネットでもあるわけです。その意味では、できるだけ多様な経営主体が参入できる条件をつくと同時に、倒産した場合どうするのか。一種の預金保険的な措置ですね。銀行はつぶしても預金者は守るというように、介護施設がつぶれても中に入っている人は救済されるような仕組みを早急につくるということも議論させていただきたいと思います。ありがとうございました。

○米田副大臣 私も実は預金保険機構的な組織が必要なんじゃないかと思っていたものですから、今のお答えを聞いて安心いたしました。よろしくお願ひします。

○宮内議長 その他、全体につきまして何か御発言等ございましてでしょうか。

○米田副大臣 もう一点いいですか。細かい話で恐縮ですが、8ページの八田委員の御担当の部分であります。1-10の「通勤鉄道における時間差料金制の導入」というのは大変興味深く伺ったんですが、もう少し詳しく言うと早い方が安いのか、あるいは高いのか、どういうことなんでしょうか。

○八田委員 ワシントンD. C. などではプリペイドカードで、通勤のラッシュ時に自動的に高い料金になるようになっているんです。それでオフピークには安くなるわけです。したがって、そういう制度でできたら1分置きに料金を変えるというような仕組みにしまして、なるべく早起きを促すとか、それから会社の始業時間を9時ではなくてほかの時間帯に移すとか、そういうことを促したいということでございます。

○米田副大臣 ラッシュ時の方が高くなるんですか。ラッシュで気の毒だから安くしてやろうという話じゃないんですね。

○八田委員 そうじゃないんです。その代わり、オフピークはただ同然にしてもいいという考えです。

○宮内議長 よろしゅうございましょうか。それでは、最後に事務局から連絡事項等がございましたらどうぞ。

○宮川室長 今後の予定でございますけれども、次回の第11回会議は21日の午後2時から3時30分の1時間半でございます。ここにおきましては、また各主査の方から素案につきましての御説明を賜ってその審議をいただきたいと思います。

それから次々回でございますけれども、12月5日木曜日の午後3時30分から午後5時までの1時間半でございます。ここでは実際の案文の審議をやっていただき、事実上ある程度ここで終えていただきたいということでございまして、最終的な答申は一応12月10日前後を今、考えているところでございます。以上でございます。

○宮内議長 それでは、最後に何か運営等につきましてお気づきのことがございましたらどうぞ。

○八代委員 せっかくの議長のお言葉ですので、これは各ワーキンググループの主査はそれぞれ理解しておられると思いますが、私の理解ではすべてを各省庁と調整するのではなくて、少なくとも調整できない部分を何らかの形で書き込むということで私の方は理解しておりますが、それでよろしいかどうかということです。

○宮川室長 度々恐縮なんですが、事務局の方で今、各主査にお願いしておりますのは、一応答申自身は問題意識というのと、それから具体的施策という二項立てにするということで、問題意識の方につきましては当会議のいろいろな御見識も含めて考え方というものを御提示いただく。具体的施策というところにつきましては、これは短冊になりますけれども、一応各省庁と合意に至ったものを書いていただきたいという理解で今お願いをしているところでございます。

○奥谷委員 合意に至ったものしか書けないということですか。これから討議できる部分という余録の問題というのは書かないんですか。

○宮川室長 もちろん合意という中身があればでございますけれども、要するに文章上、各省庁とその内容において合意したという意味でございますので、例えば今後検討しますということを各省庁が合意すれば、それは書けるという意味での合意でございます。

○宮内議長 よろしゅうございましょうか。

それでは、少し時間が超過いたしました。以上をもちまして本日の会議を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございます。